羽生都市計画土地区画整理事業の変更(羽生市決定)

都市計画栄町土地区画整理事業を次のように変更する。

名 称			栄町土地区画整理事業				
面積		積	約 8.	4 ha			
公共施設の配置	道路	種 別	名	称	幅員	俳	青 考
		幹線街路	3・4・6 上	:西口中岩瀬線	16m		
		上記幹線街路上西口中岩瀬線を根幹として、区画道路(幅 員4m~11m)を宅地の利便に供するように適宜配置する。					
	公園及び 緑 地	種 別	名	称	面	積	備考
		街区公園	2 • 2 • 1	栄町公園	約0. 27ha		
		土地利用や誘致距離等を考慮し、区域面積の3%以上、かつ、 計画人ロー人当たり3㎡以上の公園を配置する。					
	その他の 公共施設	区域内の下水を適切に処理できるように、下水道を配置する。					
宅地の整備 一般住宅用地については、短辺35m~40m、長辺50m~100mを標準とした街区を確保するよう計画する。							<u>Z</u> 50m∼100

「施行区域は計画図表示のとおり」

理由

昭和31年に都市計画決定した約16.1haのうち事業未着手区域である約7.7haを除外し、土地区画整理事業が完了した約8.4haに施行区域を縮小するものです。

都市計画として定める区域 羽生市西二丁目の一部